

農業委員及び農地利用最適化推進委員を募集予定

○農業委員及び農地利用最適化推進委員の任期満了(令和7年3月31日)に伴い、各委員の募集を予定しています。

農業委員及び農地利用最適化推進委員は、農地法に基づく許認可事務や担い手への農地利用集積の推進、耕作放棄地の発生防止、解消の推進、新規就農、企業等の農業参入の支援など、農業の構造政策を重点に、双方が連携しあって取り組む事となります。

農業委員及び農地利用最適化推進委員の任期満了に伴い、地域の農業者や農業団体等に候補者の推薦等を広く求めることとなり、特に、地域の農業者の推薦については、地域で協議の上、農業委員及び農地利用最適化推進委員としての適任者をご推薦くださるようお願いいたします。

尚、推薦にあたっては、認定農業者を含め農業に識見があり、農業委員会の職務を適切に行うことが求められますので、その点をご留意の上推薦くださるようお願いすることとなり、あらかじめ募集予定の掲載をいたします。

推薦応募資格

農業に関する識見を有する方、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関して職務を適切に行うことができる方。

募集人員

農業委員14名

農地利用最適化推進委員12名

※ 募集人員を超えた場合は、農業状況や地域等を考慮し選考します。

※ 推薦した方、推薦を受けた方、応募した方は中間経過、結果を市ホームページで公表します。

又、推薦者は複数の候補者を推薦することはできません。

推薦応募方法等については、広報とりで(12月号予定)にてお知らせいたしますので確認願います。

利用権設定による農地の貸借方法が変わります

農地の貸借は、令和7年度から農地中間管理機構を通した貸し借りになります。

地主の農地を、機構を通して耕作者にお貸しする制度です。従来の利用権と同様、貸借期間満了後、農地は確実に地主に戻ります。(更新も出来ます。)

現在、利用権設定をしている農地も、機構を通した貸し借りへの移行が可能です。

更新手続きの通知の際に、農地中間管理機構を通した貸借のご案内をさせていただきます。

